

横浜市環境目標	環境への負荷が低減された都市の形成や都市交通体系、港湾環境の整備が進められている。
平成19年度達成状況	推進

1 計画的な都市づくりの推進（都市計画マスタープランの策定）

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、横浜市の定める都市計画は、これに即するものとされています。横浜市では、全市・区・地区の3つの段階で、プランの策定を行っています。

プランのねらいは、市民・事業者・行政が、都市の課題についてともに考え、目指すべき都市将来像を共有化するとともに、その実現に向けて各々が役割を果たしていくことです。そのため、住民意見の反映や周知等に努めながら、プランの策定を進めています。

(1) 全市プラン

平成12年1月に決定した全市プランは、都市づくりの目標の一つとして、「快適で安全な環境の保全と創造」を掲げ、部門別方針に「8 環境管理の方針～人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり～」を示しています。

その具体的方針として、

- ①産業型公害や都市・生活型公害などの改善と環境汚染の防止
- ②都市の緑化や水質の向上、水辺の整備、生物の生息空間の保全や創造
- ③公共交通網の整備やエネルギーの合理的・効率的利用、リサイクル型の社会経済システムの確立
- ④地球規模の環境の保全に資する持続的発展が可能なまちづくり
- ⑤開発事業等の計画立案に当たっての環境への配慮と自然の持つ機能性を生かした都市の育成を掲げています。

(2) 区プラン

区プランは、全市プランを前提に、区の将来像を明らかにするもので、平成17年末までに18区全区で策定されました。

定める内容は区の実状に応じて異なりますが、平成17年に策定した「中区プラン」では、「環境にやさしい緑と共生したまちづくり」を方針の一つとして取り上げ、道路や公共施設などの緑化の促進等による自然的環境の保全・緑の創出、環境に配慮したまちづくり、太陽光・風力などのクリーンエネルギーの活用等省資源型・循環型社会に向けた取組を進めることとしています。

表1-4-1 区プラン策定状況

港 北 区 (平成12年1月)	金 沢 区 (平成12年12月)
戸 塚 区 (平成13年4月)	青 葉 区 (平成14年1月)
鶴 見 区 (平成14年5月)	都 筑 区 (平成14年5月)
保土ヶ谷区 (平成14年8月)	緑 区 (平成14年12月)
西 区 (平成15年2月)	磯 子 区 (平成15年8月)
神 奈 川 区 (平成15年12月)	南 区 (平成16年4月)
旭 区 (平成16年8月)	栄 区 (平成16年12月)
泉 区 (平成17年2月)	中 区 (平成17年7月)
港 南 区 (平成17年7月)	瀬 谷 区 (平成17年12月)

(3) 地区プラン

地区プランは、全市プランを前提に、区プランと整合を図りながら、住民に身近な課題をテーマとして取り上げて、地区の将来像を明らかにするものです。

現在までに、次の5地区で策定されています。

平成17年に策定した「東本郷地区プラン」では、「エコ・コミュニティづくり」を方針に掲げ、循環型社会を目指した「リデュース・リユース・リサイクル」などの運動や地球温暖化対策に向けた運動に取り組むこととしています。

表 1-4-2 地区プラン策定地区一覧

名 称	区	決 定
舞岡地区プラン	戸塚	平成12年1月
踊場地区プラン	戸塚	平成12年1月
保土ヶ谷駅周辺地区プラン	保土ヶ谷	平成12年10月
金沢文庫駅東側区心部一帯地域地区プラン	金沢	平成17年2月
東本郷地区プラン	緑	平成17年7月

2 快適な環境のための総合的な都市交通体系整備

「誰もが利用しやすい交通の実現」を基本理念に、「最寄り駅まで15分の交通体系」、「全国や世界を結ぶ交通体系」を目指します。そのため、空港や港湾など横浜と世界を結ぶ交流基盤を整備するとともに、鉄道や道路などの交通施設をまちづくりや環境に調和させながら整備を進めます。また、鉄道、自動車、バスなどの交通機関が効率的に利用されるよう、移動の円滑化に資する交通の運営・管理を進めます。

(1) 公共交通網の整備

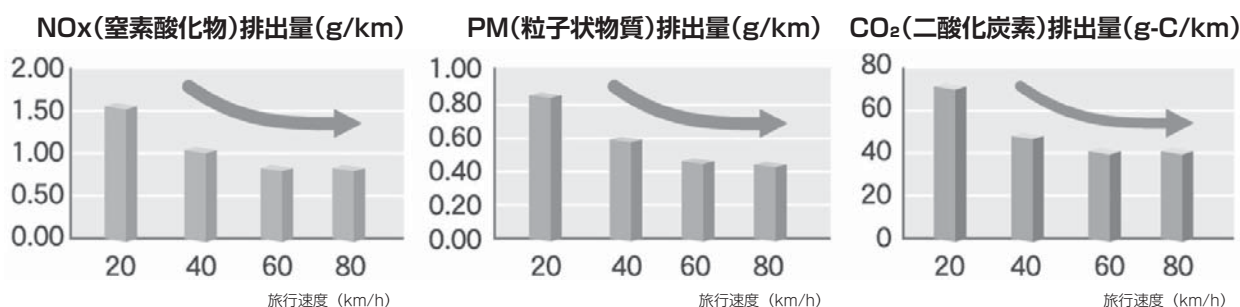
平成19年度は、鉄道網の整備として、横浜環状鉄道中山～日吉間（グリーンライン）を開業しました。また、神奈川東部方面線について、西谷～羽沢間（相鉄・JR直通線）の環境影響評価手続きに着手するとともに、羽沢～日吉間（相鉄・東急直通線）の現地調査や設計等を進め、さらに、その他の運輸政策審議会答申路線についても事業化に関する基礎的な検討を行いました。

(2) 環境に配慮した道路網の整備

高速道路や放射環状型などの幹線道路を整備することは、適正な交通配分を促し、渋滞等の交通課題を緩和・解消させるだけでなく、交通の円滑化により旅行速度（走行速度）を向上させ、環境に影響を与える二酸化炭素や窒素酸化物などの自動車から排出される大気汚染物質を削減する効果をもっています。

そこで、横浜環状道路などの高速道路整備をはじめ、環状3号線や横浜藤沢線などの幹線道路整備、駅前広場など交通結節点整備、さらには、鉄道との立体交差事業など体系的な道路ネットワーク整備を行っています。

平成19年度は、継続した道路整備を進め、都市計画道路桂町戸塚遠藤線など4路線2.9kmの幹線道路が完成したほか、既存のバス路線等において、交差点の右折レーン設置や歩道設置などの整備を市内13箇所で完成、市営地下鉄グリーンラインの開通にあわせ駅前広場等が完成しています。



(3) 横浜都市交通計画の策定

本市の交通政策全般に渡った基本的な考え方について、平成17年度から新しい交通政策の検討を行い、平成18年度末には、有識者等からなる検討委員会から、「横浜の新しい交通政策への提言」をいただきました。

平成19年度は、提言を踏まえて横浜都市交通計画素案を作成し、パブリックコメントを行いました。市民からいただいた意見を反映しながら、素案の修正を行い、横浜の持続可能な交通の実現に向けて、交通政策全般にわたる政策目標などを示した「横浜都市交通計画」を策定しました。

3 横浜の下水道について

わたしたちの街“よこはま”をより安全で快適な街にするため、子どもたちが川で遊ぶ風景を取り戻すため、下水道事業を進めています。

(1) 下水道の役割

- ・いやなニオイもなくなります！
 - ・・・・水洗トイレが使えます。
- ・雨水がたまりません！
 - ・・・・浸水から街を守ります。
- ・川や海をきれいにします！
 - ・・・・自然環境を守ります。
- ・循環型社会に対応します！
 - ・・・・資源の再利用に対応します。



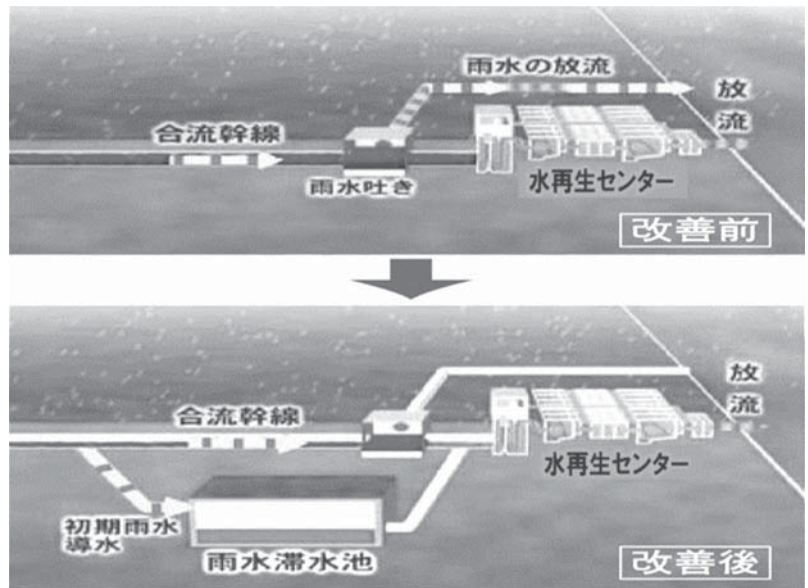
主ポンプ 樽町ポンプ場 (鶴見区)

(2) 下水道の仕組み

下水道は、わずかな勾配で下水を流す「下水管」と生活排水をきれいな水にする「水再生センター」と汚泥を資源化する「汚泥資源化センター」があります。また、生活排水を中継したり、雨水を排水したりするための「ポンプ場」があります。

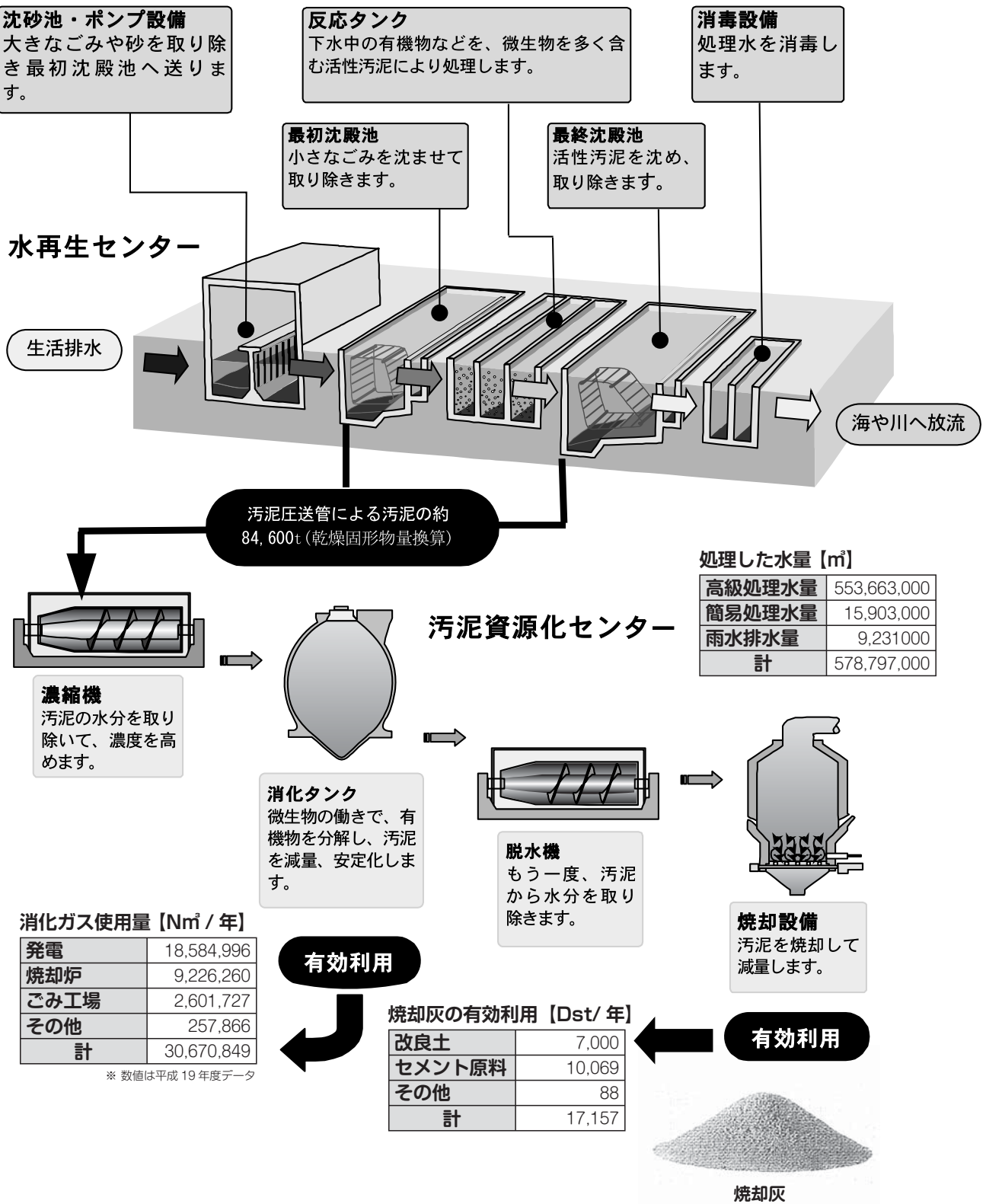
(3) 合流式下水道の改善

市域の約4分の1にあたる合流式下水道では、雨の降り始めの下水は道路や下水管などの汚れを多く含んでいます。このため水再生センターの能力を超えた場合には、海や川へそのまま放流されています。そこで降り始めの汚れた雨水を雨水滞水池に一時的に貯めておき、雨が降り止んでから水再生センターで再生して海や川へ返します。



(4) 水再生・汚泥資源化センターの仕組み

生活排水(汚水)は、水再生センターで、きれいな水に再生されて川や海に返されます。再生の行程で発生した汚泥は、汚泥資源化センターで、濃縮、消化、脱水、焼却により臭気の無い衛生的な灰にします。この灰はセメントや建設発生土の改良材として有効利用されています。

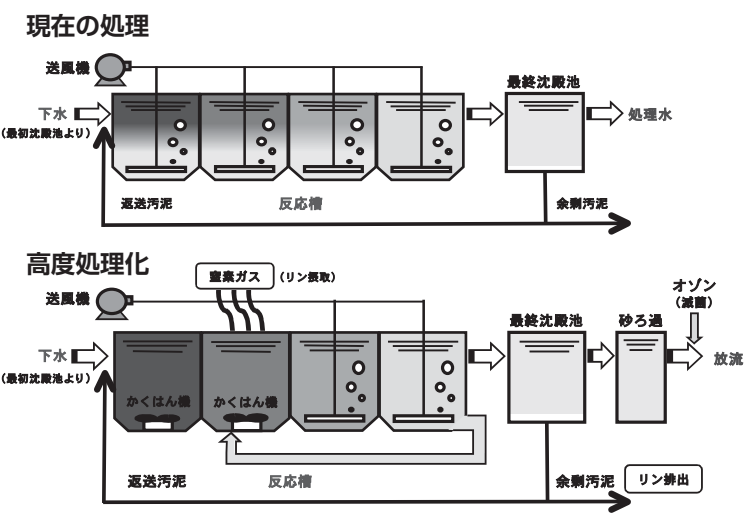


(5) 下水汚泥の資源化有効利用

下水汚泥消化ガスを有効利用するほか、下水汚泥焼却灰は改良土及びセメント原料等として100%有効利用しています。

(6) 高度処理施設の整備

横浜市の海域では、依然として水質環境基準を達成していない中、窒素、りんによる富栄養化状態にあり、赤潮が度々発生しています。下水道施設では、水処理施設の増設及び設備更新時期にあわせた高度処理化を行い、公共用水域の水質改善を進めています。



高度処理施設がある水再生センター
(平成19年度末)

施設名	場所
北部第一水再生センター	鶴見区元宮
神奈川水再生センター	神奈川区千若町
金沢水再生センター	金沢区幸浦
港北水再生センター	港北区太尾町
都筑水再生センター	都筑区佐江戸町
栄第一水再生センター	栄区小菅ヶ谷

(7) 水洗化未整備地域の解消

下水道普及率は平成19年度末で99.7%と高い水準となっていますが、水洗化未整備地域の解消に向けて、下水管きよの整備を進めています。

(8) 処理施設の拡充・機能向上

流入する汚水量の増加にあわせて、処理施設の拡充を行うとともに、安定した処理水質の維持のため、水再生センターと汚泥資源化センターのネットワーク化をすすめるなど処理機能の補完・向上をはかっています。



南部水再生センター (磯子区)

横浜市環境目標	美しい景観と歴史が息づく、文化の香り高い快適な街が形成されている。
平成19年度達成状況	推進

1 良好な都市景観の保全と創造

横浜には開港以来の近代建築や西洋館、土木業遺構が残されています。また、郊外部には、農村の風情を伝える古民家や社寺が残されています。その保全と活用を図っていくために昭和63年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行しました。所有者の協力を経て主に建造物の外観を保全しつつ活用を図ることを目的としており、要綱に基づいて「登録」「認定」を進めています。平成19年度は新たに3件を登録、2件を認定し、平成20年3月末現在で、「登録」は179件、そのうち「認定」は79件となりました。



平成19年度、新たに歴史的建造物に新たに認定された『フェリス女学院10号館』

横浜らしい個性と魅力ある都市景観をつくるため、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」を平成18年4月1日に施行しました。また良好な景観形成を各地域で進め、景観づくりの将来的な方向性を定めるため、「横浜市景観ビジョン」を平成18年12月に策定しました。さらに横浜の顔となる関内地区とみなとみらい21中央地区では、平成20年4月から景観計画及び都市景観協議地区を施行し、きめの細かい景観形成に取り組んでいます。

2 魅力的な景観のみなとづくり

横浜は、近代文明開化の地、時代の先進地としての独自の文化を持ち、個性的な街を築いてきています。特に横浜港には、開港以来の歴史と文化の遺産が豊富に存在し、その独特な景観は、多くの人々に愛されています。そこで、市民にとって誇りと親しみがもてる魅力的な横浜港の景観を形成していくとともに、港で働く人々にとって安全で快適な職場環境になるように、また、横浜港を訪れる人々にとって、横浜港らしい独自性が感じられるようにしていくために、次のような取組を通して「港町ヨコハマ」の風景を守っています。

(1) 象の鼻地区再整備事業

横浜港発祥の地として、開国を象徴する歴史的資産を活用しながら、横浜の歴史と未来をつなぐシンボル空間となるよう再整備をすすめています。

臨港パークから山下公園に至る都心の貴重な水辺空間の中に位置する立地環境を生かすとともに、防波堤等を明治期の形状に復元し歴史性を表現する一方、一定間隔で配置したスクリーンパネル照明により独創的な夜景を演出するなどの試みにより、横浜ならではの魅力的な景観形成を図る計画としています。



夜景パース図

(2) 街づくり協定等の推進

良好な港湾景観を計画的に形成し、また、それぞれの有する機能を効果的に発揮しながら人々が快適に過ごせる街づくりを行うために、各地区の特性に応じた街づくりのルールを土地所有者等の間で自主的に定める「街づくり協定」などの活用を推進しています。

現在、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、横浜ベイサイドマリーナ地区、新山下第一地区において、このルールに基づく街づくりが進められています。

(3) みなと色彩計画

横浜市では、事業主の協力を得ながら横浜港内にある倉庫などの色彩への工夫や演出を通じ、横浜らしい魅力ある景観への誘導をすすめる、「みなと色彩計画」を定めています。

この計画を活用して、横浜港の景観を、国際港都にふさわしく個性的・魅力的で活気とうるおいのあるものとしていきます。

3 良好な住環境づくり

地域の特性に応じた良好な住環境の形成を図るため、「まちのルールづくり相談センター」を中心に区役所と連携し、住民のまちづくり活動に対して、職員による出前塾の実施、まちづくりコーディネーター等の派遣、活動助成等の支援を行い、住民発意による建築協定の締結、地区計画の策定を推進しています。

また、住宅市街地の防災性の向上を図るため、木造住宅などの耐震診断や耐震改修、狭あい道路の拡幅整備を引き続き進めます。

特に、木造建物が密集し道路が狭いなどの防災上の課題を抱え、大地震時には火災による延焼被害や建物の倒壊などの被害が想定される密集住宅市街地において、地域住民と協働により防災性の向上と住環境の改善を図るため「いえ・みち まち改善事業」を推進しています。

4 開発事業等における環境への配慮

(1) 開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等

環境に著しい影響を与えるおそれのある開発事業等について、その構想又は計画の段階において、より環境に配慮したものとなるよう、情報提供・助言等の調整を行っています。

表1-5-1 平成19年度事業調整制度対象案件

分類	内容	件数
開発関係	開発行為等を伴う事業、大規模建築物、運動・レクリエーション施設等	83件
工場・事業場関係	工場・事業場、廃棄物処理施設、自然科学研究所	4件
その他	道路、鉄道・軌道、飛行場、終末処理場、公有水面埋立て	2件
合計		89件

【調整案件事例】

「産業廃棄物中間処理業計画」、「都市鉄道利便増進事業（相鉄・JR直通線）」、「事業場エネルギー供給構造再構築計画」など

(2) 環境アセスメント（環境影響評価）制度

環境アセスメント（環境影響評価）制度は、一定規模以上の開発事業を行う場合、それが周辺環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的としています。

現在、横浜地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業等については、その規模、事業の種類などに応じて、環境影響評価法、横浜市環境影響評価条例のほか、近隣自治体が定める環境影響評価条例の適用により、環境アセスメントを行っています。

表1-5-2 平成19年度環境アセスメント実施事業件数

適用法令	件数
環境影響評価法	0件
横浜市環境影響評価条例	9件
近隣自治体の条例（神奈川県、川崎市、東京都）	7件